

■国民年金保険料の免除申請について

令和5年度の国民年金保険料免除制度、納付猶予制度の申請を7月から受け付けています。

◆国民年金保険料免除制度

令和5年度の国民年金保険料免除制度、納付猶予制度の申請を7月から受け付けています。

◆国民年金保険料免除制度

本人、世帯主、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下、または失業等で収入が少なく納付が困難な方は、申請により保険料が全額または一部免除される制度です。

◆国民年金保険料免除制度の臨時特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例免除申請の手続きは、令和4年度分まで(免除・納付猶予は令和4年7月から令和5年6月分)の申請が可能です。

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少し、当年中の所得見込みが国民年金保険料免除基準相当になることが

見込まれる方

※収入が相当程度まで下がった学生も、学生納付特例申請ができます。

◆対象期間等

令和2年2月分以降の国民年金保険料
※保険料免除の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額になります。

※申請できる期間は、申請書を受理した月から2年1か月前の月分から令和4年度分の申請(既に保険料が納付済の月を除く)までとなります。

◆納付猶予制度

50歳未満の方(学生を除く)で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下(世帯主の所得審査はありません)、または失業などにより納付が困難な方は、申請により保険料の納付が猶予される制度です。

納付猶予が認められる前年所得の目安額は、全額免除と同額です。

※納付猶予の承認を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間には含まれませんが、年金額には反映されません。

◆各種手続きについて必要なもの

- 本人確認書類
年金番号のわかるもの
マイナンバーのわかるもの
学生の方:学生証(コピー可)
失業などを理由とする場合:雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票(共にコピー可)

◎マイナポータルを利用した電子申請について

国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更・保険料免除・納付猶予申請および学生納付特例申請について、スマートフォン等からマイナポータルを利用した電子申請ができるようになります。

マイナポータルから電子申請した場合は、申請結果もスマートフォン等で確認できます。

申し込み・問い合わせ

- 市総合窓口課保険年金グループ
23・6410
市内年金事務所国民年金課
33・7011

※自動音声の後
2↓2

■救急の日・お絵描き展を開催します

9月9日は「救急の日」展も次のとおり開催します。この日を含む一週間を「救急医療週間」とし、救急業務や救急医療に対して正しい理解と知識を深めることを目的に制定されました。

開催期間

9月11日(月)～19日(火)

会場

キタカラ1階アトリウム

問い合わせ

市内消防署救急グループ
23・2176



また、年長児が書いた救急車と消防車の「お絵描き

■上下水道事業経営審議会委員を募集!

市では、上下水道事業の経営に関する事項を調査・審議する審議会委員を募集しています。

任期/委嘱の日(令和5年10月)から2年間

募集人数/3名以内

報酬

審議会1回につき5千円

応募資格

- 次のいずれも満たす方
満18歳以上の市民(全日制高等学校の生徒、市職員、市議会議員を除く。)

申し込み・問い合わせ

市水道料金課庶務グループ
23・6553

■令和5年度敬老祝品・祝金の贈呈について

市では、次の方を対象に敬老祝品・祝金を贈呈します。いずれも手続き等は必要ありません。

◆敬老祝品

対象年齢
今年度70歳になる方(昭和28年4月1日～昭和29年3月31日生)

贈呈基準

9月1日現在で、本市に居住している方

贈呈方法

町内会を通じて贈呈します。

◆敬老祝金

対象年齢・金額
①今年度77歳になる方(昭和21年4月1日～昭和22年3月31日生)に2万円

贈呈基準

9月1日現在で、本市に居住している方

贈呈方法

市が直接手渡す予定です。贈呈日については、改めてご案内します。

贈呈方法

市長寿あんしん課介護高齢グループ
23・6458

■Jアラート放送訓練について

全国瞬時警報システム(Jアラート)を使用した放送訓練が、次の日程で実施されますので、ご理解とご協力をお願いします。

放送訓練で、緊急告知防災ラジオが正常に作動しない、最大音量で放送が聞こえなかった場合は、問い合わせください。

日時
8月23日(水) 11時頃

内容
緊急告知防災ラジオが最大音量で放送されます。

問い合わせ
市総務防災課防災グループ
23・6380